

## 高浜市物価高支援クーポン発行業務委託プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、高浜市物価高支援クーポン発行業務委託について、プロポーザル方式により、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた企画力及び信頼性を有する事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める。

### (審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、「高浜市物価高支援クーポン発行業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を設置する。

2 審査委員会の設置に関する規定は、別に定める「高浜市物価高支援クーポン発行業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」による。

### (参加者の選定)

第3条 プロポーザル参加者は、募集要領に基づき参加表明を行い、同要領に定める応募資格を満たす者とする。

2 応募資格を満たしているかどうかの確認は、市民部経済環境グループが行う。

### (明示事項)

第4条 審査委員会は、プロポーザルを実施する際には、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該委託業務の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の作成に関する事項
- (4) 審査に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (プロポーザル審査会)

第5条 審査委員会は、事業者の選定にあたり、プロポーザル審査会を行うものとし、プロポーザル参加者は、次の各号に掲げる事項について提案書を作成の上、提出する。

- (1) 事務局の設置

- (2) コールセンター業務
- (3) システムの構築及びデジタルクーポンの発行等
- (4) 登録店対応
- (5) 利用者対応
- (6) デジタルクーポン利用金額の振込
- (7) データ管理・提供
- (8) デジタルクーポン分原資の支払および精算について
- (9) 委託業務報告書等の作成・提出
- (10) その他、本業務に必要な事項  
(審査)

第6条 プロポーザルの審査事項は、前条に掲げる内容及び見積額を基本とし、審査方法等は、当該業務の内容に応じて審査委員会で決定する。

(失格要件)

第7条 提出された提案書及びプロポーザル参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 審査委員会の委員に個別に接触したとき
- (3) その他不正な行為があったとき

(審査結果)

第8条 審査結果については、プロポーザル参加者全員に通知する。

(業務の委託)

第9条 審査委員会で選定されたプロポーザル参加者に対し、当該業務を委託し、委託業務の条件等は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月24日から施行し、高浜市物価高支援クーポン発行業務委託の事業者が決定したときにその効力を失う。